

**米原市自治基本条例の骨子について**  
**( 答 申 )**

==== 新・米原市のまちづくり基本条例をつくる会 ====

平成 17 年 12 月 21 日

## 米原市自治基本条例の骨子 - 構成

前文

第1章 総則

第2章 用語の定義

第3章 まちづくりの基本原則

第4章 まちづくりの役割分担と協働

第5章 市政情報の管理および運用

第6章 市民および事業者等の権利と責務

第7章 市の責務

第8章 市民の地域自治活動

第9章 他の公共機関との関係

第10章 自治基本条例推進委員会

第11章 最高規範

第12章 条例の改廃

# 米原市自治基本条例の骨子

## (前文)

米原市は伊吹山・霊仙山、姉川・天野川そして琵琶湖をめぐる坂田郡四町が2005年に合併して生まれた市です。ホタルが飛び交い、梅花藻が咲き、ゆたかな湧水が潤す中、人々は自然と共生しながらその営みを続けてきました。それとともに、この地域は古代から、人やモノや情報の結び目として日本の歴史に深く関わり、東西文化の接点としてこの地域独自の文化を生み出してきました。また、人々は深い信仰心をもって助け合いながらこの地に愛着をもって住み続け、その歴史は現代におけるこの地域の文化や社会生活のあり方に深く関わっています。

合併によって、私たちは新しい力を手に入れました。それまでの個々のまちづくりを統合することで、恵まれたさまざまな地域環境を活かした新しい都市づくりを進める条件が整ったのです。

私たちは、地域や人々の多様性を尊重し、環境を守りつつ、歴史や文化やモノの流れの結び目としてのこの地域の役割を、国際社会にひろげつつ、さらに輝かしく発展させていきたいと思えます。また、市民と事業者等および市の役割分担のもとに、豊かな人間性を持った人々をはぐくみ、情報の共有と協働によってこのまちをさらに充実させるために、総力を挙げて取り組んでいきたいと思えます。

市民が、自治・自立の理念のもと、末永くいつまでもこのまちに安心して住み続けることができるよう、ここにこの条例を制定します。

## 第1章 総則

この条例は、米原市が、自主自立の精神に基づき世代を超えて住み続けられる魅力あるまちづくりを推進するための基本的な事項を定めるとともに、市民・事業者等および市の役割・権利・責務等を明確にすることによって地域社会の活力を高め、米原市における自治の確立と市民福祉の充実を推進することを目的とする。

## 第2章 用語の定義

- (1) 住民 米原市に住所を有する者
- (2) 市民 住民および米原市において外国人登録を有する外国籍住民ならびに市内で働く者および学ぶ者
- (3) 市 米原市の市議会および執行機関
- (4) 事業者等
  - 事業者 市内に事業所を有する商法上の法人
  - 団体等 市内に事務所または活動拠点を有する営利を目的としない組織および団体
  - 市民自治組織 市内の特定の地域を対象とする原則全員加入制の地縁団体および地縁団体に類する地縁組織

(5) 協働 まちづくりに関する役割分担の原則に基づき、市民・行政および事業者等が相互補完的に対等な連携・協力を進めること

(6) 持続的発展 世代を超えて、良好な環境、健全な地域経済および生き生きとした市民の地域的連帯を享受することができる社会の発展のあり方

### 第3章 まちづくりの基本原則

米原市におけるまちづくりは以下の基本原則によって推進するものとする

(市民主権)

(1) 市民は米原市の主権者であり、市は市民の付託により、市民の・市民による・市民のための都市経営を推進する責任を負う。

(役割分担と協働)

(2) 市民・事業者等および市は、まちづくりにおける役割分担を明確にし、相互の補完と連携によって協働のまちづくりを推進し、また地域全体の意識の向上と人材育成に努めなくてはならない。

(持続的発展)

(3) まちづくりに関する諸活動は、世代を超えた地域全体の公益を増進させるために、持続的な発展に寄与するものでなくてはならない。

(多様性の尊重)

(4) すべての市民は人として尊ばれ、不合理な差別から守られる権利を持つ。

(5) 米原市におけるまちづくりは、文化的、歴史的、地理的、環境的多様性に配慮し、市民活動と地域社会の自主性を尊重しなくてはならない。

(情報の共有)

(6) まちづくりに関する情報は米原市の公共財であり、市民・事業者・市の間で共有されることを原則とする。

### 第4章 まちづくりの役割分担と協働

市民は地域社会の諸活動を自ら組織し、市や事業者と連携しつつ自主・自立の原則の下に地域社会の活性化と課題の解決のための公共的活動を推進するものとする。

市は、行政でなくてはできない強制力が必要な事業や、行政によってのみ確実かつ効率的に実施できる事業等にその事務を限定することに努めるとともに、地域社会全体の円滑かつ効率的な公共的諸活動のための支援を行うものとする。

事業者は地域の経済的活力を高め地域の雇用の確保に努めると共に、まちづくりの利害関係者として地域社会にその公益に資する資源を提供するものとする。

団体等は、地域社会の公共的活動の主体として、公共的サービスを広く担うことができる。

市民・事業者等および市は、それぞれ自立しつつ相互補完的に役割を担い、必要に応じて

連携・協働することで米原市のまちづくりを推進する。

まちづくりにおける協働・参加および参画の基本原則と内容は条例によって規定されなければならない。

## 第5章 市政情報の管理および運用

### (1)(知る権利)

市民および事業者等はまちづくりについて適切に判断し行動するために、市が管理するあらゆる情報を知る権利を有する。また何人も市が管理する情報の公開を求めることができる。

市は市民および事業者等の知る権利を保証するために、適切な時期に適切な方法で情報を提供し、また求めに応じて情報を公開しなくてはならない。

### (2)(情報の整備と公開および提供)

議会および執行機関は、まちづくりにおける市民の参加・参画を有効に機能させるために、計画・実施および評価のすべての段階に関する情報を遅滞なく市民に提供しなくてはならない。

市は、都市経営のすべての過程にかかる情報を迅速に整備して、適切な方法で開示すると共に、わかりやすく説明する責任を果たすように努めなければならない。

議員は、議会活動に関する情報、市政の状況等について、市民に開示し、説明することに努めなければならない。

議会は、会議を公開するとともに、議会が保有する情報を公開し、また市民および事業者等との情報の共有を図ることにより、開かれた議会運営に努めるものとする。

## 第6章 市民および事業者等の権利と責務

### (1)(まちづくりへの関与)

市民および事業者等は、まちづくりの役割分担に従い、広くまちづくりにおける参加・参画および協働の権利を有する。

市民は原則として議会および執行機関による企画・実施および評価等の活動に参加し、参画する権利を有する。

市民は、まちづくりに関与する時には、自らの意見と行動が適切であるよう努めるものとする。

事業者等は、その事業活動にあたって、市と市民の公益との調和に努め、また地域社会との調和を図るように努めなければならない。

市は、事業者および団体等の組織および運営に介入や関与をしてはならない。また市は、研修・啓発などによって市民の参加・参画・協働の基盤形成を支援するものとする。

市民および事業者は、米原市の公益を増進させる活動を企画実施する場合、その活動

の自主性・自立性を損なわない範囲で、必要に応じて市の適切な支援を受ける権利を有する。

#### (2) (市民投票)

米原市に住所を有する市民は、市における重要な課題について市民発意による市民投票によりその総意を明確にすることができる。市は、市民投票の結果を尊重しなくてはならない。

市は市民投票に関する制度を整備しなくてはならない。市民投票の発意、投票権の範囲、市民投票における情報の取り扱い、投票方法、結果の取り扱い等市民投票の実施に必要な事項については条例でこれを定める。

### 第7章 市の責務

#### (1) (都市経営の原則)

議会および市長は、住民の代表機関として、すべての市民および事業者等に奉仕し、米原市の持続的発展のために適切かつ効率的な都市経営を推進することによって、福祉の増進を図り、最小の費用で最大の効果を挙げるようにしなければならない。

市は、まちづくりの推進にあたって、自立した都市経営の理念の下に、健全な財政運営と計画的な事業の実施に努めなければならない。

#### (2) (倫理規範の確立)

議会、執行機関および市職員は、市民の信託に応え、日本国憲法を遵守し、条例に従い、法令を適切に解釈し運用しなくてはならない。

市は、何人によるかを問わず、違法な手段による要求および市の行政執行の公正性を損なう要求に応じてはならない。

市は、議員・執行機関および職員が職務上受けた不当な要求を排除するために、組織的かつ制度に基づいて対応しなくてはならない。

市職員は、議員または上司から職務上明らかに違法または不当な要求を受けたと判断した場合には、その命令および指示等に従わず、撤回させるために適切な対応をしなければならない。この場合、議会および執行機関は、当該職員に対して不当または不利益な扱いをしてはならない。

#### (3) (議員の責務)

議員は市民の代表機関である議会の構成員として、自己研鑽に努め、名誉にふさわしい品位を保持し、常に市民全体の利益を行動の指針としなければならない。

#### (4) (議会の責務)

議会は、市民の意思が市政に反映され、適正な市政運営が行われるよう、政策を提起するとともに、執行機関を監視し牽制する機能を果たさなければならない。

前項の目的を達成するために、議会は調査・政策提起・意見の提出等を活性化するた

めの具体的な対応をしなければならない。

(5)(市長の責務)

市長は、米原市の代表者として主権者である住民の厳粛な信託に応え、この条例にのっとり公正かつ誠実に市政の執行にあたり、持続可能な都市経営を推進しなければならない。

市長は、常に市民の意向を把握し、定期的に市政の基本方針を市民および事業者等にわかりやすく説明するとともに、予算編成過程における公開と市民参加を推進するものとする。

(6)(職員の責務および権利)

市職員は、市民および事業者等との協働の原則にのっとり、米原市の全体の公益のために誠実に職責を果たし、都市経営の改善と効率的な事務の執行に努めなくてはならない。

市職員は、その事務執行に必要な能力を開発し自己啓発に努めなくてはならない。また職員はそのために必要な支援と機会を得る権利を有する。

## 第8章 市民の地域自治活動

(1)(市民自治組織)

市民は、地域社会における良好な自然的・社会的・歴史的環境の維持および増進のための共同活動を行う市民の自治組織をつくることができる。

市民自治組織は、必要に応じて市の事業との連携を行い、市の事業の委託を受け、市と連携して協働事業を実施することができる。

市民自治組織の組織および運営に関して、市はその自主性を尊重し、介入や関与をしてはならない。

(2)(地域協議会)

市は、市内の特定の地域における特定の事業の執行を市民の自治的活動に包括的に委ねるために、地域住民と協議の上、地域協議会を設置することができる。

## 第9章 他の公共機関との関係

(1) 市は米原市の公益を増進させるために、他の地方自治体等との広域的連携および協調を図り、まちづくりを推進するものとする。

(2) 市は、地方自治の本旨に基づき、かつ国との適切な役割分担の原則にのっとり、国およびその関連機関との適切な連携および協力を進めるものとする。

(3) 市は、国際社会における諸原則および国際的合意ならびに国際機関の活動に配慮しつつ、国際社会における活動を通じて米原市の福祉の充実と地域社会の発展を図るよう努めるものとする。

## **第10章 自治基本条例推進委員会**

- (1) 自治基本条例の実効性を高め、市民・事業者等および行政による推進体制を確保するために、自治基本条例推進委員会を設置する。
- (2) 自治基本条例推進委員会は、定期的に、本条例に基づく政策の制度化、事業の改善、まちづくり体制の整備などの運営状況を検証評価し、改善点を指摘し、もしくは条例違反の是正等を勧告する。また、条例の運用にかかる市民・事業者等および関係者の意見聴取等の調査を実施し、市に意見書を提出することができる。
- (3) 自治基本条例推進委員会は、条例の改正に関する諮問を審議して答申を提出するほか、軽微な変更について意見を提出するものとする。

## **第11章 最高規範**

- (1) この条例は米原市における最高規範であり、市民・事業者等および市はこの条例を遵守し、この条例を守り育て、次代に引き継ぐ責務を負う。
- (2) 市はこの条例に違反する条例・規則を制定してはならない。また、この条例に違反する事業執行をしてはならない。

## **第12章 条例の改廃**

- (1) この条例を改正または廃止するためには、自治基本条例推進委員会に意見を求め、また市民投票において過半数の同意を得なくてはならない。
- (2) その他の手続きおよび軽微な変更については条例でこれを定める。